

平成30年度 契約内容の公表（随意契約：物品・委託）

No	契約年月日	契約業者名及び所在地	事業の名称及び場所	種別	契約期間等	予定価格	契約金額	根拠条項	随意契約によることとした理由	備考
3	平成30年5月31日	山武管工事業協同組合	量水器交換業務委託	委託	自 平成30年6月1日	口径 φ13mm: 3,380円 φ20mm: 3,704円 φ25mm: 4,330円 φ30mm: 6,490円 φ40mm: 6,490円 φ50mm: 38,966円 φ75mm以上: 51,969円 (1件当りの単価)	口径 φ13mm: 3,326円 φ20mm: 3,639円 φ25mm: 4,244円 φ30mm: 6,372円 φ40mm: 6,372円 φ50mm: 38,242円 φ75mm以上: 50,997円 (1件当りの単価)	地方公営 企業法施 行令第21 条の14第 1項第2号	<p>本業務は、各戸に設置した量水器について、計量法に定める有効検定期間内に相当数の対象量水器を交換する業務であり、履行に当たっては①当企業団の指定給水装置工事業業者（以下「指定事業者」という。）でなければならないこと、②相当数の技術者及び資機材を必要とすること、③漏水等修繕工事に対応できること、④給水区域内を熟知していることが求められる。</p> <p>これらの要件を満たすのは、指定事業者で組織している山武管工事業協同組合のみであり、本業務を遂行できる唯一の契約相手方と判断するものである。</p> <p>このため、本業務は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号により同者と随意契約を締結するものである。</p>	
		東金市家徳250番地1	山武郡市広域水道企業団の給水区域全域		至 平成31年3月31日					